

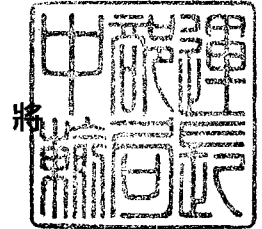
公 示

一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について

旅客自動車運送事業運輸規則第26条第3項の規定に基づく地方運輸局長が指定する地域を下記のとおり定めたので公示する。

平成18年12月25日

中部運輸局長 谷山



記

1. 平成18年12月25日に指定する地域  
名古屋交通圏（名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清洲市、北名古屋市、弥富市、愛知郡、西春日井郡、海部郡の地域）
2. 旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項の規定に基づき地方運輸局長が定める日  
平成19年12月1日
3. 旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項の規定に基づき地方運輸局長が運行記録計による記録を要しないと認める場合
  - (1) 乗務する事業用自動車は、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合
  - (2) 乗務する事業用自動車はハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。）である場合及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合

附 則

1. 本公示は、平成18年12月25日から適用する。